

7 消安第 1645 号  
令和 7 年 6 月 11 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を改正すること。

L-カルニチン



(参考)

## 飼料添加物 L-カルニチンを含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

L-カルニチンは、ヒトをはじめとするあらゆる動物に存在し、生命活動に必須の微量成分である。生体においては、脂肪酸のエネルギー代謝において必要とされている。家畜への効果としては、母豚に給与することにより、生まれる子豚の体重が増加する効果が確認されている。

国内では、平成 30 年に種豚（体重がおおむね 120kg を超えたものに限る。）用の飼料添加物として指定されている。

海外では、EU、米国、カナダ、南米、中国及び韓国など 19 カ国以上で使用されている。EU においては、全ての畜種に対して、添加上限の定めなく使用が認められている。

今般、事業者から、当該飼料添加物の対象家畜を種豚（体重がおおむね 120kg を超えたものに限る。）に加え種豚育成中（体重がおおむね 60kg を超え 120kg 以内のものに限る。）の豚用への適用拡大の要望があった。

なお、本改正については、令和 7 年 4 月 16 日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

### 2. 改正の概要

L-カルニチンについて、種豚（体重がおおむね 120kg を超えたものに限る。）及び種豚育成中（体重がおおむね 60kg を超え 120kg 以内のものに限る。）の豚用飼料へ添加することができるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等

に関する省令の飼料一般の製造の方法の基準を改正する。なお、この改正は、各飼料添加物の成分規格等についての改正を含まない。

### 3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。